

応援したい！男性育休(育児休業)

「育休取って一年も何すんの？」
これは、ある男性が育休取得の手続きを進めている時に、職場で多くの人から投げかけられた質問だそうです。

質問を投げかけてくるのは多くが男性で、決して悪気があつてのことではないのは分かるのですが、みんな少し不思議そうな表情で話しかけてきたといいます。

私はこの話を聞いて、二十数年前、制度はあつたものの男性の育休取得があつた現実的ではなかつた当時、家事と育児に明け暮れた日々を思い出しました。

「何言うてんの？育休やで！育児に決まってるやん！」あるいは「そんなことを言

つてるから男性の育休取得が進まんよ！」と、男性の育児に対する意識の実態を垣間見たように感じました。

男性読者の皆さん、もしあなたがこの質問を受けたとしたらどうですか？「せやな〜、何しよかな？」はないですかね。

育児休業法は1992(平成4)年に施行されました。そして、令和3年度の政府の調査によると、女性の育休取得率は85.1%、男性は14.0%になりました。けれど、その男性取

得者の半数以上が育休期間2週間未満と短く、残念でなりません。

なぜこんなに男性の育休取得水準が低いと思いますか。やはり「育児は女性がするもの」という世間の思い込みが原因の一つでしょう。また、政府の調査では「収入を減らしたくない」「(41.4%)が育休を取得しなかつた最も多い理由です」が一方で約4割の女性が妊娠・



毎月11日は「人権を確かめ合う日」

任意見込人権・男女共同参画推進室(☎63-7909)へ

出産を機に退職したり、元々無職であつたりと仕事に就いていない現実もありま

とすることなどを表明しました。これを機に男性も女性も同じように育休を取得することが当たり前になり、なにより子どもがたくさん愛されて、家族みんなが幸せを感じながら子育てできるような世の中になってほしいと思います。

そして、子育て世代と共生する私たちが育休すべきことは「安心してゆつくり子育てしてね」と寄り添う環境づくり、そして精いっぱい応援なのではないでしょうか。

首輪などに付けてほしいワン！ 狂犬病予防注射済票(メダル)

狂犬病予防注射を接種し、狂犬病予防注射済票(メダル)の交付を受けていない場合は、市役所4階環境対策室で手続きしてください。
持ち物 ▼狂犬病予防注射済証(動物病院などで交付) ▼一頭につき550円(交付手数料)
※集合注射や指定の動物病院では、接種時に注射済票(メダル/今年度は赤色)をお渡しします(手続不要)。

☎ 環境対策室 ☎ 63-7492

「太陽光パネル・蓄電池」共同購入の参加者募集中

三重県では、太陽光パネル・蓄電池をみんなでおトクに購入する共同購入の参加者を募集しています。環境にもやさしい電気の導入を検討しませんか？

参加登録期間 5月16日~9月13日

☎ 三重 みんなのおうちに太陽光事務局 ☎ 0120-728-300

野焼きは禁止されています！

ごみだけでなく庭のせん定枝や草などを焼却することも禁止されています。農作業に伴う焼却など一部認められている野焼きについても、煙や臭いなどの苦情が多数寄せられていますので、火災防止や周辺への配慮をお願いします。

こんな苦情が…
・洗濯物が干せない！
・煙が入ってくるので窓が開けられない！
・火事になりそう！

☎ 環境対策室 ☎ 63-7492

不法投棄は犯罪です



不法投棄対策として、市では、不法投棄防止用ビデオカメラの設置や、投棄者を特定し警察へ通報するなどしています。不法投棄を発見した場合は、名張警察署(☎62-0110)へ通報してください。

☎ 環境対策室 ☎ 63-7496

老人福祉センター「ふれあい」の入浴施設は当面、利用を停止します

設備機器の故障や、保健所からの「運営形態」「施設設備」などへの指摘を受けて、4月28日から利用を停止している「ふれあい」の入浴施設ですが、必要な修繕の規模や工期などを考えると、利用再開が困難な状況にあります。大変ご不便をおかけいたしますが、入浴施設は当面、

利用を停止させていただきます(入浴施設以外は、通常通り利用できます)。

なお、今後、「ふれあい」の利用状況や公費負担などを考慮しながら、施設のあり方について検討を進めていきます。

☎ 医療福祉総務室 ☎ 63-7579

7月頃~令和7年3月頃まで 名張大橋は通行不可

名張川まちづくり事業に伴い 仮橋の通行をお願いします

名張大橋の延伸工事を行うため、仮橋の通行をお願いします。これは、名張かわまちづくり事業の一環で黒田地区において川幅を拡幅する工事などを行うためです。



☎ 木津川上流河川事務所 ☎ 63-1611

あなたの家はちゃんと作動しますか

住宅用火災警報器



住宅用火災警報器の一般的な使用期限は7年から10年といわれています。部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあり、とても危険です。点検は簡単にできます。この機会に、ぜひ点検を！

住宅用火災警報器の設置状況アンケートにご協力をお願いします。
☎ 消防本部 予防室 ☎ 63-1412